

介護保険主治医意見書作成料請求書

下記のとおり請求いたします。

平成 年 月 日

長岡市長 様

住所

称号及び名称

代表者職・氏名

債権者番号	
-------	--

請求金額	¥0
------	----

		内訳	数量	単価	金額
月分	意見書作成料	新規・居宅	件	¥5,000	-
		新規・施設	件	¥4,000	-
		継続・居宅	件	¥4,000	-
		継続・施設	件	¥3,000	-
診断・検査費用	診断・検査費用	初診料	点	/	-
		胸部単純X線撮影	点	/	-
		血液一般検査	点	/	-
		血液化学検査	点	/	-
		尿中一般物質定測定・半定量検査	点	/	-
		消費税及び地方消費税			-

支出命令番号	請求書受理日	検収・確認日
-	・	・

介護保険主治医意見書作成料内訳書 (/ 枚目)

	医療機関名称	医療機関所在地
月分		

NO	被保険者番号	対象者氏名	意見書記入日	新規	新規	継続	継続	金額	初診料 検査費用等 (内訳別紙)	消費税(A + B) × 8%	合計
				居宅	施設	居宅	施設				
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
			平成 年 月 日					¥ -	¥ -		
計				0	0	0	0	A ¥ -	B ¥ -	¥ -	¥ -

備考

主治医意見書作成料は、新規・継続別、居宅・施設別に以下の金額とする。

	居宅	施設
新規	5,000円	4,000円
継続	4,000円	3,000円

1 主治医がなく、主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができます。

- 2 初診料等がかかった者については、別紙にその内容を記入して、内訳書に添付してください。
- 3 請求区分について、依頼時のものと変更があった場合は、備考欄にその対象者と理由を記入してください。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

胸部単純X線撮影 血液一般検査 血液化学検査 尿中一般物質定性・半定量検査

この内訳書は1月分をまとめ、翌月10日までに請求書と併せて長岡市に提出してください。